

## ケフィア事業振興会

### 元代表取締役鏑木秀彌外らの再逮捕に関する声明

2020年3月10日

東京都千代田区麹町4丁目7番地  
麹町パークサイドビル3階  
リンク総合法律事務所  
電話 03-3515-6681  
FAX 03-3515-6682  
<http://kefir-higaibengo.com/>  
ケフィアグループ被害対策弁護士  
団 長 弁護士 紀 藤 正 樹  
副 団 長 弁護士 島 幸 明  
事務局 長 弁護士 荻 上 守 生

本日、警視庁は、ケフィアグループの中核会社である株式会社ケフィア事業振興会の元代表取締役鏑木秀彌ら7名を詐欺罪の容疑で再逮捕しました。

昨日、東京地検は、鏑木秀彌ら9名を出資法違反の罪により、起訴していますが、ケフィアグループによる大規模消費者被害事件において、出資法違反にとどまらず、実態に一步踏み込んだ詐欺罪での再逮捕に踏み切ったことは、ケフィアグループの違法行為、特に同グループの資金の流れをはじめとする違法収益の吐き出しに向けた実態解明に大いに資するものとして、捜査関係者に対し、あらためて敬意を表します。

もっとも、この度の被疑事実が、ケフィアグループによる破綻直前のいわば取り込み詐欺に限定されているのだとすれば、本件の実態は未だ十分に反映されていないと言わざるを得ません。なぜなら、ケフィアグループがオーナー制度やパートナー制度の名目で組織的に展開していた資金集めには顧客に約束した高配当を実現するだけの実態などなかったことが明らかにされつつある以上、このようなケフィアグループの資金集めの詐欺性こそが真に問われるべきであり、仮にこの点が問われないままでは、真の実態解明、ひいては被害者救済がなされたとは言い得ないからです。

捜査関係者におかれましては、今回の再逮捕で捜査を終えることなく、ケフィアグループの商法自体に捜査のメスをいれることにより、本件の全容解明に向けていま一步進めていただけるよう、重ねてお願いいたします。

当弁護士団は、ケフィアグループによる詐欺の被害者は、破綻直前に支払をさせられた顧客にとどまらず、ケフィアグループに対して金銭を拠出させられた総勢約3万人全員であるとの前提のもと、捜査機関及び関係各所に協力し、3万人にも及ぶ被害者の救済にさらにいっそう努めていく所存です。

以上